　　 保第 号

③

　　　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 保健所長

入院勧告書

　　　年　　　月　　　日付けで　　保第　　　号で通知しましたあなたの入院について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第２０条第１項（第２６条及び第２６条の２で準用）の規定に基づき、下記のとおり入院を勧告します。

入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、入院の期間を延長します。

なお、この勧告に従わない場合は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定に基づき、法第２０条第２項（法第２６条及び第２６条の２で準用）を準用し、入院の措置を実施することがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 入院する医療機関 | |
|  | 1. 名称   (2) 所在地 | |
| 2 | 入院する期間  　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　　年　　　月 　 日まで  入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、  　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　　年　　　月 　 日まで  の間、入院の期間を延長します。 | |
| 3 | 入院を勧告する理由 | |
| (1) | 感染症のまん延を防止するため |
|  | (2) | 感染症の症状が認められるため |
|  |  | |
| 4 | その他 | |
|  | あなたは、法第２２条第３項（法第２６条で準用）の規定に基づき退院を求めることができ、その結果、当該感染症の病原体を保有していないこと、または、当該感染症の症状が消失したことが確認された場合は、法第２２条第１項（法第２６条で準用）の規定に基づき入院は終了します。 | |
|  | また、法第２４条の２第１項の規定に基づき、入院中にあなたが受けた処遇について、文書又は口頭により苦情の申出をすることができます。  この書面は、入院の期間の延長（初回に限る。）を行う場合の書面による通知を兼ねるものです。ただし、あなたから入院の延長に同意しない旨の申し出があった場合は、改めてこれを行います。 | |

担　　当：